

在留資格「特定技能」へ変更予定の方に対する特例措置について

31 年 4 月に迫った、在留資格「特定技能」の新設に伴い、当面の間「特定技能 1 号」に変更予定の一定の外国人の方に「特定活動」（就労可）の在留資格が付与されます。

< 特例措置の趣旨 >

2019 年 4 月 1 日に改正入管法が施行されるころ、「技能実習 2 号」修了者（「特定活動」で在留中の建設就労者又は造船就労者を含む。）は、「特定技能 1 号」の技能試験・日本語能力試験の合格を免除されるため、登録支援機関の登録手続等の「特定技能 1 号」への変更準備に必要な期間の在留資格を措置するものです。

< 対象者 >

「技能実習 2 号」で在留した経歴を有し、現に「技能実習 2 号」「技能実習 3 号」「特定活動」（外国人建設就労者又は造船就労者として活動している者）のいずれかにより在留中の外国人のうち、2019 年 9 月末までに在留期間が満了する方

< 許可する在留資格・在留期間 >

在留資格「特定活動」（就労可）在留期間：4 月（原則として更新不可）

< 許可するための要件（以下のいずれも満たすことが必要） >

- ① 従前と同じ事業者で就労するために「特定技能 1 号」へ変更予定であること
- ② 従前と同じ事業者で従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に従事する雇用契約が締結されていること
- ③ 従前の在留資格で在留中の報酬と同等額以上の報酬を受けること
- ④ 登録支援機関となる予定の機関の登録が未了であるなど、「特定技能 1 号」への移行に時間を要することに理由があること
- ⑤ 「技能実習 2 号」で 1 年 10 か月以上在留し、修得した技能の職種・作業が「特定技能 1 号」で従事する特定産業分野の業務区分の技能試験・日本語能力試験の合格免除に対応するもの
- ⑥ 受入れ機関が、労働・社会保険及び租税に関する法令を遵守していること、欠格事由（前科、暴力団関係、不正行為等）に該当しないこと
- ⑦ 受入れ機関又は支援委託予定先が、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できること

< 申請手続 >

2019 年 3 月 1 日以降に地方入国管理局において申請を受け付けます。申請書と立証資料は、以下のとおりです（申請内容に応じて追加資料の提出を求める場合があります。）

① 在留資格変更許可申請書 ② 受入れ機関の誓約書 ③ 「特定技能 1 号」へ変更するまでの雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇用条件書等の写し）④ 申請人に係る従前の賃金台帳の写し（過去 1 年分）⑤ 受入れ機関が作成した理由書 ⑥ 「技能実習 2 号」で修得した技能が「特定技能 1 号」で従事する特定産業分野の業務区分の技能試験及び日本語能力試験の合格免除に対応することを明らかにする資料（技能実習計画書の写し、技能検定 3 級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証）

※ 上記申請に対する処分は、2019 年 4 月 1 日以降になされます。またこの申請許可により「特定活動」（就労可）で在留した期間は、「特定技能 1 号」での通算の在留期間の上限である 5 年の中に算入されます。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）

TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>